平成２９年（フ）第３４号
山形県新庄市大字萩野696番地
債務者　**廣**野　美香
1　決定年月日時　平成30年１月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２９年（フ）第１１４号
群馬県みどり市大間々町桐原1261番地　Ｗａｔａｒａｓｅ　Ｄａｎｃｈｉ　Ｉ―401号室、旧住所群馬県桐生市新里町新川2111番地34
債務者　小林　　学
1　決定年月日時　平成30年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第１１５号
群馬県みどり市大間々町桐原1261番地　Ｗａｔａｒａｓｅ　Ｄａｎｃｈｉ　Ｉ―401号室、旧住所群馬県桐生市新里町新川2111番地34
債務者　小林さやか
1　決定年月日時　平成30年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第２１０号
三重県亀山市天神２丁目３番21号205　アンベリール、前住所三重県鈴鹿市西条３丁目４番21号　プチ・ポム・ダムール202
債務者　永井　弘子
1　決定年月日時　平成30年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２４８号
三重県津市一志町片野409番地１　プレジール一志306、前住所愛知県名古屋市緑区太子１丁目328番地の５
債務者　水野　　威
1　決定年月日時　平成30年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２５５号
三重県津市新東町塔世10番地１
債務者　松岡　孝明
1　決定年月日時　平成30年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２２１号
三重県四日市市別名４丁目19番26号　カスミハイツ104
債務者　西村　玲子
1　決定年月日時　平成30年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第２３８号
三重県桑名市大字安永1724番地　エーデルハイム103号
債務者　髙松　昌孝
1　決定年月日時　平成30年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第３１６号
京都府向日市鶏冠井町御屋敷45番地　西２号室
債務者　中田きみ江
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１１６２号
京都市山科区川田前畑町２番地１　コーポ紅梅201
債務者　榎木　敏之
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１２０６号
京都府木津川市木津南後背215番地13
債務者　福元　　葵（旧姓黒川）
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３３１号
京都市右京区嵯峨柳田町４番地　嵯峨スカイハイツ　304
債務者　木村かすみ（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１３３２号
京都府八幡市男山石城１番地－Ｂ40―107、前住所京都市南区東九条南松ノ木町１番地１ＵＲ松ノ木町団地３棟420号
債務者　炭山　勝紀
1　決定年月日時　平成30年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４６７号
兵庫県尼崎市西昆陽３丁目32番13―105号、住民票上の住所兵庫県尼崎市若王寺３丁目23番37号　前住所　兵庫県尼崎市次屋１丁目19番７号
債務者　山田　　直
1　決定年月日時　平成30年１月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４８号
鳥取県倉吉市秋喜480番地19
債務者　東原　健二
1　決定年月日時　平成30年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成３０年（フ）第２号
広島県尾道市西藤町258番地
債務者　久保山功一
1　決定年月日時　平成30年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月13日まで
広島地方裁判所尾道支部